

長崎市告示第 5 7 6 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 5 条第 2 項において準用する第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第 1 4 条第 4 項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当する機関を廃止したため、生活保護法第 5 5 条の 3 第 2 号及び中国残留邦人等支援法第 1 4 条第 4 項の規定により告示する。

令和 8 年 9 月 1 1 日

長崎市長 鈴木 史朗

（廃止）勤務者

	業務の種類	指定施術機関名 （施術者氏名）	施術者住所	廃止年月日
1	はり・きゅう	橋本 雅弘	長崎市辻町 22 番 12 号	令和 8 年 8 月 31 日